

ドコモ SMTB ネット銀行との契約内容について

株式会社ゼウス（以下、「当社」）は銀行法第 52 条の 61 の 10 第 3 項の定めに従い、ドコモ SMTB ネット銀行との契約内容を以下のとおり公表いたします。

電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における、当該損害についての金融機関等と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

- （１） ドコモ SMTB ネット銀行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関してお客様に損害が生じたときは、当社及びドコモ SMTB ネット銀行は、速やかにその原因を究明します。
- （２） 当該損害が、当社の責めに帰すべき事由による場合には、当社は、当社とお客様の間のドコモ SMTB ネット銀行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関する利用規約に従い、お客様に生じた損害を賠償又は補償します。ただし、当該損害が預金等の不正払戻しに起因するものである場合には、当社は、一般社団法人全国銀行協会が公表しているインターネットバンキングにおける預金等の不正な払戻しに関する申し合わせにおける補償の考え方に基づき、お客様に補償を行うものとします。
- （３） 当該損害が、ドコモ SMTB ネット銀行の責めに帰すべき事由による場合には、ドコモ SMTB ネット銀行は、お客様に生じた損害を賠償又は補償します。
- （４） 当該損害が、当社とドコモ SMTB ネット銀行双方の責めに帰すべき事由による場合には、当社及びドコモ SMTB ネット銀行は、賠償又は補償をする双方の負担額について誠実に協議して決定した内容に従います。既に当社又はドコモ SMTB ネット銀行がお客様に賠償又は補償した場合にあっては、相手方の責めに帰すべき事由の大きさを考慮して、誠実に協議して決定した額を相手方に対して求償することができるものとします。
- （５） 当該損害が、いずれの責めにも帰することができない事由である場合又はいずれの責めに帰すべき事由により生じたかが明らかではない場合には、お客様への賠償又は補償の要否及び賠償又は補償をする場合の双方の負担額について誠実に協議して決定した内容に従います。

当社が電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当社が当該措置を行わない場合に金融機関等が行うことができる措置に関する事項

及び

当社が電子決済等代行業再委託者の委託を受けて電子決済等代行業を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当社が行う措置並びに当社が当該措置を行わないときに金融機関等が行うことができる措置に関する事項

- （１） 当社は、ドコモ SMTB ネット銀行を取引銀行として行う電子決済等代行業の業務に関し、当社又はその電子決済等代行業再委託者が取得したお客様に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、ドコモ SMTB ネット銀行が別途定める「電子決済等代行業者との契約に係る基準」に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。
- （２） 当社が、ドコモ SMTB ネット銀行の定める基準を満たしていない可能性があるとき客観的かつ合理的な事由によりドコモ SMTB ネット銀行が判断する場合、ドコモ SMTB ネット銀行は、当社に対し、報告の徴求、立入検査（但し、当社の同意を得た場合に限る。）、是正措置の要求、本サービスの利用停止、本契約の解除その他の適切な措置を行うことができるものとします。